

第 26-41410-0001 号
除草外業務委託（維持管理）

公募型随意契約
見積説明書

令和 8 年 3 月
福島県福島空港事務所

この見積説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件「除草外業務委託（維持管理）」に係る公募型随意契約（以下「見積り」という。）の公告等の規定に基づき、見積りに参加する者（以下「見積者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県福島空港事務所長 須田 秀明

2 見積りに付する事項

(1) 件名及び数量

除草外業務委託（維持管理） 1式

(2) 仕様等

別紙特記仕様書のとおり。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 見積りに参加する者に必要な資格に関する事項

見積りに参加する者は、単体企業、協同組合又は共同企業体であって、単体企業は(1)の要件を、協同組合は(2)の要件を、共同企業体は(3)の要件をすべて満たしている者であること。

(1) 単体企業

ア 単体企業として見積りに参加する者（以下「単体企業」という。）は、施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 単体企業は、公告の日から契約締結の日までの間に福島県（以下「県」という。）の入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 単体企業は、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この見積りに参加することに支障がないと認められる者であること。

エ 格付等級

単体企業は、「福島県令和7・8年度工事等請負有資格者名簿」（以下、「有資格者名簿」という。）の一般土木工事の格付等級がB以上の者であること。

オ 地域要件

単体企業は、県中建設事務所管内（三春土木事務所管内、須賀川土木事務所管内、石川土木事務所管内を含む。以下同じ）に本店が所在し、又は県中建設事務所管内に支店・営業所（県内に本店を有する者の支店・営業所であつて、有資格者名簿に登載された委任先をいう。以下同じ）を有する者であること。

カ 業務実績

単体企業は、県発注の空港又は国県道の除雪業務を元請けとして受注実績のある者であること。

キ 見積り参加の重複制限

単体企業は、当該見積りに参加する協同組合の組合員又は共同企業体の構成員と重複することはできない。

(2) 協同組合

ア 協同組合として当該見積りに参加する者（以下「協同組合」という。）は、施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 協同組合は、公告の日から契約締結の日までの間に県の入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 協同組合は、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この見積りに参加することに支障がないと認められる者であること。

エ 格付等級、組合員数

(ア) 協同組合員の1者以上が、有資格者名簿の一般土木工事の格付等級がB以上であること。

(イ) 協同組合員は、有資格者名簿の一般土木工事に登載されていること。

(ウ) 協同組合の組合員数は制限しない。

オ 地域要件

協同組合は、県中建設事務所管内に本店が所在し、又は県中建設事務所管内に支店・営業所を有する者であること。

カ 業務実績

協同組合は、県発注の空港又は国県道の除雪業務を元請けとして受注実績のある者であること。

キ 見積り参加の重複制限

(ア) 協同組合の組合員は、単体企業として当該見積りに参加することはできない。

(イ) 協同組合の組合員は、当該見積りに参加する他の協同組合の組合員又は共同企業体の構成員と重複することはできない。

ク 入札参加資格制限期間中の組合員について

協同組合の組合員のうち契約日時点で県の入札参加資格制限措置期間中の者は、当該期間中の業務を行うことはできない。

なお、契約日時点において県の入札参加資格制限措置期間中の組合員がいる協同組合は、見積り参加申込みの際、当該組合員は入札参加資格制限措置期間中に業務を行わないことを確約するものとする。

(3) 共同企業体

ア 共同企業体として当該見積りに参加する者（以下「共同企業体」という。）の全て

の構成員は、施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 共同企業体の全ての構成員は、公告の日から契約締結の日までの間に県の入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

ウ 共同企業体の全ての構成員は、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この見積りに参加することに支障がないと認められる者であること。

エ 格付等級、構成員数

(ア) 共同企業体の代表構成員は、有資格者名簿の一般土木工事の格付等級が B 以上の者であること。

(イ) 共同企業体のその他構成員は、有資格者名簿の一般土木工事に登載されている者であること。

(ウ) 共同企業体の構成員は 2 者以上であること。

オ 地域要件

共同企業体の全ての構成員は、県中建設事務所管内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

カ 業務実績

共同企業体の代表構成員は、県発注の空港又は国県道の除雪業務を元請けとして受注実績のある者であること。

共同企業体のその他構成員は、国土交通省、県、県内市町村が発注する空港又は道路の除雪業務を元請けとして受注実績のある者であること。

キ 見積り参加の重複制限

(ア) 共同企業体の構成員は、単体企業として当該見積りに参加することはできない。

(イ) 共同企業体の構成員は、当該見積りに参加する他の共同企業体の構成員又は協同組合の組合員と重複することはできない。

ク 出資比率

共同企業体の全ての構成員の出資比率は均等割の 10 分の 6 以上であること。
なお、代表構成員は出資比率が構成員中最大であること。

4 見積りに参加するものに必要な資格の確認

- (1) 見積りに参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、次に示す書類を令和 8 年 3 月 6 日（金）から令和 8 年 3 月 18 日（水）午後 5 時までに、5（1）に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、見積りに参加する者に必要な資格の確認を申請すること。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、令和 8 年 3 月 18 日（水）まで必着とする。なお、期日までに申請を行わなかったときは、見積りに参加する者に必要な資格が与えられないので注意すること。

なお、見積り参加資格を確認するため聴取を行うことがある。

ア 見積り参加資格確認申請書（第 1 号様式）

イ 履歴事項全部証明書（コピー可、提出日より3ヶ月以内のものに限る。）

ウ 会社概要（任意様式による）

※注 資格確認通知書の返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、110円切手を貼った長形3号封筒を提出すること。（郵送による提出の場合は同封すること。）

（2）資料作成等に要する費用は見積者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

（3）見積参加資格審査結果については、見積参加資格確認通知書（第2号様式）により、令和8年3月19日（木）以降、見積者に対して通知する。

5 見積書の提出場所等

（1）見積りに関する書類の提出場所、契約条項を示す場所、見積説明書の交付、設計書閲覧の場所及び問い合わせ先

郵便番号 963-6304

住 所 福島県石川郡玉川村大字北須釜字はばき田 21
福島県福島空港事務所 総務課

電 話 0247-57-1111

F A X 0247-57-1257

電子メールアドレス fukushimakuukou@pref.fukushima.lg.jp

（2）見積説明書の交付及び見積関連資料の閲覧期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月23日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、見積説明書は福島空港事務所のホームページからダウンロードして入手することができる。

（3）見積りの日時及び場所

日 時 令和8年3月24日（火） 午前9時30分

場 所 福島空港ターミナルビル3階 小会議室

6 見積書の提出方法

（1）見積書は、指定の見積書（第3号様式）及び見積内訳書（第3-1号様式）に必要とする事項を記載し、上記5の（3）に指定する日時及び場所へ直接提出すること。

（2）代理人出席の場合は、委任状（第4号様式）を上記5の（3）の日時及び場所で提出すること。

（3）見積書には、次の事項が記載されなければならない。

ア 見積書（第3号様式）には、「業務全体の金額（税抜）」（除雪業務の金額は（各項目の単価）×（予定数量）の総和とする。）を記載すること。

見積内訳書（第3-1号様式）には、除草外業務の見積金額（税抜）及び除雪業務における「各項目の単価」、「（各項目の単価）×（予定数量）の金額」、「（各項目の単価）×（予定数量）の総和金額（税抜）」を記載すること。

なお、記載不備、計算誤りによる意思表示が明確でない場合は無効となるので注意すること。

イ 見積者の住所、商号又は名称、代表者の職・氏名の記載及び代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。代表者の押印を省略する場合は、本件の責任者の部署名、職・氏名、連絡先（電話番号）及び連絡担当者の部署名、氏名、連絡先（電話番号）を記載すること。

ウ 代理人をして見積りする場合の見積書には、見積者の住所、商号又は名称及び代表者の職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、見積金額についてはこれを認めない。

7 見積方法等

(1) 見積りは、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 見積りに先立ち、見積者は次の書類により確認を受けるものとする。

ア 委任状（第4号様式）・・・代理人出席の場合

(3) 見積りは、見積者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(4) 見積りの結果、予定価格に達した見積者がいないときは、直ちにその場所において、再度見積りに付することができるものとする。ただし、見積者又は代理人が見積りに立ち会わない場合、再度見積りについては棄権したものとみなす。

(5) 再度見積りに付しても、なお、落札者が決定しない場合、1回に限り直ちにその場で再度見積りに付することができるものとする。

8 見積者に要求される事項

4(1)に掲げる書類を提出し、見積参加資格確認通知書（第2号様式）により見積参加資格があると認めた者とする。また、見積者は、見積りの前日までの間において提出した書類に関し、福島県福島空港事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 見積り心得

(1) 見積者は、見積説明書、特記仕様書、公募型随意契約公告等を熟知のうえ見積りしなければならない。

(2) 見積者は、所定の日時及び場所に本人が出席して見積書を提出することを原則とするが、10の(3)に掲げる代理人をして見積りさせるときは、この限りでない。

(3) 見積者は、代理人をして見積りさせるときは、その委任状（第4号様式）を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 郵送をもって見積書（第3号様式）及び見積内訳書（第3-1号様式）を提出することはできない。

(5) 見積者又は代理人は、本見積りに際し、他の見積者の代理人になることができない。

(6) 見積者は、次の各号のいずれかに該当するものを見積代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(7) 見積り場所には、見積者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(8) 見積り時刻後においては、見積者又はその代理人は、見積り場所に入場することができない。

(9) 見積者又はその代理人は、見積書を一旦提出した後は、見積りの前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 見積りの取り止め等

見積者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積りを公正に執行することができないと発注者が認めるときは、当該見積者を見積りに参加させず、又は見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 見積りの無効

次の各号のいずれかに該当する見積りは無効とする。

(1) この見積りに参加する者に必要な資格のない者のした見積り

(2) この見積り説明書において示す見積りに関する条件に違反した見積り

(3) 委任状を持参しない代理人のした見積り

(4) 同一事項の見積りにつき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の見積り

(5) 記名、押印を欠く見積り（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない見積りを含む）

(6) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない見積り

(7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

(8) 同一人が同一事項に対して2通以上の見積りをし、その前後を判別することができない見積り又は後発の見積り

(9) 記載不備、計算誤りによる意思表示が明確でない見積り

(10) 明らかに連合（談合）によると認められる見積り

(11) その他、見積りに関する条件又は県において特に指定した事項に違反した見積り

12 落札者の決定方法

(1) 本見積りは、「除草外業務で算出した金額」及び「除雪業務で算出した（各項目の単価）×（予定数量）の総和金額」の和（見積書の「業務全体の金額(税抜)」欄の額）

を比較の対象とする。財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積りをした者（最低制限価格を下回る見積りをした者を除く。）を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の見積書を提出したものが2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。

13 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。

(3) 福島県財務規則第229条第1項各号（別記1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

(5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第228条、第231条及び第233条に定めるところによる。

14 契約書等の作成

(1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、発注者が交付する契約書に住所、氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して10日以内に、これを契約権者に提出しなければならない。ただし、契約権者の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

(2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。

15 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

16 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

（電子契約サービスのページを参照する）<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu->

17 その他

- (1) 見積りに参加を希望する者は、仕様書等に疑義がある場合において、見積り仕様書等に関する質問書（第6号様式）により、説明を求めることができる。

質問書によるものは、見積り仕様書等に関する回答書（第7号様式）により回答するほか、福島県福島空港事務所ホームページに掲載する。

受付期間 令和8年3月6日（金）から令和8年3月12日（木）まで

受付方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参

受付場所 5（1）に掲げる場所

回答予定日 令和8年3月16日（月）

- (2) 本見積説明書受領者は、本見積手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ 第三者への配付を目的とした本説明書の複写

ウ 第三者への本説明書複写物の配付

- (3) この業務委託は、当初契約締結日において予定価格の積算に直近の単価表が適用されていない場合、その締結日から60日以内に単価差を請負代金に反映させるため協議を請求することができる。

18 当該契約に関する事務を担当する部署

上記5の（1）と同じ。

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署(予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 百万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあっては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の 2 倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
 - (14) 法令に基づき延納が認められる場合においては確実な担保が提供されたとき。
 - (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
 - (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。
 - (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第5号の場合において、当該契約の相手方が当該契約に関して当該契約の相手方と同種の営業を営み、かつ、県内に主たる営業所を有する者で契約権者が確実であると認めるものを連帯保証人として立てるときは、同項第5号中「100万円未満」とあるのは、「300万円未満」と読み替えるものとする。